入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札の選定の手続きを開始します。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る平成25年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

平成25年3月18日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

国鉄清算事業西日本支社長　橋本　俊久

◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27

○西日支公告第21号

1　役務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　役務件名　梅田駅（北）土壌調査２

⑶　役務内容　本役務は、梅田駅基盤整備区域内の土壌汚染調査を行うものである。

⑷　履行期限　平成25年11月18日

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

ア　特例業務所管組織契約事務規程（平成20年４月機構規程第34号）第４条の規定に該当しない者であること。

イ　「平成23・24年度役務請負資格確認者」のうち国鉄清算事業西日本支社において業種区分「地質調査」に係る請負申込資格の認定を受けた者であること。

㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国鉄清算事業西日本支社が別に定める手続に基づく請負申込資格の再認定を受けていること。

⑵　入札参加者を選定するための基準　競争参加者の指名基準について（平成15年10月１日付け国用計第25号通達）に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、保有する技術職員の状況、同種の役務の実績並びに配置予定の技術者の資格、役務の経験及び手持ち役務等を勘案するものとする。

⑶　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、特例業務所管組織発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3　入札手続等

⑴　入札説明書の交付　入札説明書は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構ホームページからダウンロードするものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の場所でも交付する。

ア　交付期間　平成25年３月18日（月）から平成25年５月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。（ただし、12時00分から13時00分を除く。）

イ　入手方法　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構ホームページ「調達情報／国鉄清算事業／入札公告等・入札見積結果（役務）」で入手可能。

アドレス　http://www.jrtt.go.jp/

ウ　交付場所　〒532―0011 大阪市淀川区西中島５丁目４番20号（中央ビル６階）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構　国鉄清算事業西日本支社　総務課契約第一係　電話06―6304―3076

⑵　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記2⑴イに掲げる請負申込資格の認定を受けている者とする。

なお、平成25年３月18日（月）において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑶　参加表明書の提出方法　参加表明書は、受付場所へ持参すること。

なお、提出書類は表紙を１頁とした番号を付するとともに全頁数表示すること。

ア　受付期間　平成25年３月18日（月）から平成25年３月29日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。（ただし、12時00分から13時00分を除く。）

イ　受付場所　上記3⑴ウに同じ

⑷　競争参加者の決定等　２による審査後、国鉄清算事業西日本支社長が適当であると判断した応募者を競争参加者として決定する。

なお、競争参加者として決定した者に対しては、指名通知書を交付する。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　入札の提出方法　持参によること。

イ　入札及び開札の日時、場所

㋐　日時　平成25年５月20日（月）　時間は別途通知する。

㋑　場所　西日本支社602号会議室

⑹　入札価格内訳書の提出　入札に際しては、入札書に記載された金額に対応する入札価格内訳書を提出すること。

なお、提出された入札価格内訳書は、入札時に確認するとともに、必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

⑺　入札執行回数　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

⑻　入札の辞退　入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等において不利益を受けることはない。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　免除

イ　契約保証金　請負代金の10分の１（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金の10分の３）以上（保証金納付箇所　りそな銀行大阪公務部）。ただし、有価証券等の提供又は銀行若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規程する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札又は入札価格内訳書を提出しない者等がした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　品質確保対策　落札者となるべき者の入札価格が特例業務所管組織が定める調査基準価格に満たない者に対しては、品質確保対策として、受注者としての照査に加え第三者による照査を実施すること。又、配置予定主任技術者の手持ち業務に、特例業務所管組織発注の低入札業務がある場合は、当該技術者の手持ち業務量を半減するとともに、業務の履行期間中も手持ち業務の制限量が継続的に担保できること。更に、配置予定主任技術者とは別に担当技術者を１名配置すること。詳細は入札説明書による。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　上記3⑴ウに同じ

⑼　契約に係る情報提供の協力依頼　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。